

令和7年第9回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年9月2日（火）	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～1時55分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 北 村 雅 幸 委 員 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 土 井 博 文 委 員	小 林 信 之 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 佐 藤 友 能 委 員 椎 川 健 一 委 員
欠席委員	松 橋 良 子 委 員	
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	小 林 豊 課長補佐
議 事 日 程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第44号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第45号】 農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定並びに転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について 【議案第46号】 農用地利用集積等促進計画案（令和7年第8号）の意見聴取に対し、意見を求める件について 【報告第3号】 令和7年度秋田県農業委員会大会における政策提案について 5. 閉 会	

審 議 内 容 局 長	只今から、令和7年第9回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。 本日、10番松橋委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
会 長	昨夜から豪雨となり大潟村は100ミリの雨量で、五城目町や仙北市桧木内川では氾濫の恐れなどのニュースが流れておりました。米価が昨年以上に高騰して喜んでいる中での被害は非常に心苦しいところであります。村内は今のところ被害等は聞こえておりません。今週中には稲刈りがはじまるようです。怪我のないよう進めていってもらいたいと思います。現委員での委員会は今回と来月の2回となりました。心引き締めてまいりたいと思います。 業務報告に移りたいと思います。 8月18日役場に於いて、第1回新米祭り実行委員会が行われ今年は10月11日ということで、1週遅くなりました。 8月28日秋田地方総合庁舎に於いて、大潟村方上地区利活用検討委員会が行われております。方上地区の未利用地についての検討委員会で、農林水産部次長をはじめ、県職員の方々・有識者の方々、村からは産業振興課長・教育委員会次長・土地改良区理事長・私とで今後の進め方について話し合われております。会議ではイトクズモ・チュウヒの状況などの説明があり、周りが開墾されてきているので生息地域は狭まってきているようで今後どのようにしていくか検討しております。この後11月以降に2回目の検討委員会が行われますが、新会長に引き継いで参りたいと思います。 以上です。
会 長	議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。 【議事録署名委員】 11番 佐 藤 友 能 委員 12番 土 井 博 文 委員
会 長	議案第44号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。

局 長	議案第44号は贈与の為の所有権移転です。 (議案第44号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
	休 憩 1:34 再 開 1:36
小林職務代理	個人の名義にして農地適格法人に貸借するということですか。
局 長	本来は対象農地は許可後自ら耕作しなければならないとされておりますが、譲受人の状況は現在農地適格法人が経営を行っており、そちらの構成員及び代表となっております。贈与を受ける方が構成員で有り、取得後農地適格法人へ貸借をして適切に農地を利用するのであれば農地法の例外措置として認められるとなっております。
猪 股 委 員	数年後こちらの農地を農地適格法人に所有権移転することも可能ですか。
局 長	農地適格法人であれば可能です。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第44号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	議案第45号「農地法第5条の規定による農地の使用貸借権設定並びに転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	議案第45号はパイプライン敷設に伴う残土置場としての転用であります。 （議案第45号について、議案書の朗読） 周辺農地に係る営農条件への支障はないものと思われました。また、許可の検討事項につきましても特に問題はなく許可相当と思われまます。
工 藤 委 員	残土は貸人の場所に一時的に置かれるということですが、隣の農地へパイプラインを入れる為の残土ですか。
局 長	パイプラインは、隣の農地の横の土地改良区用地に入れるそうです。
猪 股 委 員	どうしても土地改良区の土地だけでは収まりきらない為一時的に置かせてもらうものです。
会 長	他にご意見ございませんか。
小林職務代理	このパイプライン設置は国営事業ではなく土地改良区の事業ですか。
猪 股 委 員	県営の事業です。
	休 憩 1:45 再 開 1:46
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第45号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員 各 位	全 員 ・ 挙 手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第46号「農用地利用集積等促進計画案（令和7年第8号）」の意見聴取に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画（案）の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。
小林課長補佐	整理番号7－122離農により、畑1筆1,186㎡、対価総額4,500,000円の所有権移転。 整理番号7－123畑1筆1,186㎡、対価総額4,560,000円の所有権移転。 整理番号7－124耕作不便により、田2筆10,226㎡、対価総額5,317,520円の所有権移転。 整理番号7－125田2筆10,226㎡、対価10a 16,000円、期間4年間の賃貸借権設定です。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小林職務代理	整理番号7－123・124ですが、中間管理機構仲介の売買金額が譲渡人譲受人では異なるのはなぜですか。
小林課長補佐	譲受人の金額は1％＋15,000円の手数料込みの金額となっております。
会 長	他にご意見ございませんか。

委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第46号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	報告第3号「令和7年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」事務局より報告願います。
局 長	報告第3号令和7年度秋田県農業委員会大会における政策提案ですが、前回全員協議会で審議していただいて意見がありましたが、提出者と相談した結果、変更する事なく提出させていただいております。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。